

体育の事故における訴訟と判例に関する研究

沖原 謙・江刺 幸政・松岡 重信

(1993年9月10日受理)

A Study on Lawsuit and Judicial Precedent in an Accident of Physical Education

Ken Okihara, Yukimasa Esashi, and Shigenobu Matsuoka

This study worked from the point of view that increasing the number of lawsuits were caused by the drift of the condition of public life. Under the condition, the purpose of this paper was to make clear how a court of justice passed sentence upon an accident of Physical Education and what a judicial precedent had an influence on. And it was a valuable to analyze this study in Physical Education Accident as one of main problem to public.

Major findings were summarized as follows:

- 1) In a court of justice, it converged into a focus on the relationship between the plaintiff, a student who was damaged, and the defendant, usually his teacher.
- 2) In showing above one's relationship, the criterion developed a tendency to depend on comparing to one of other's school condition.
- 3) It was a judicial precedent as a criterion would influence upon Physical Education class activities and a way of planning.

はじめに

学校における体育の事故は、少なからず社会的問題として位置づいている。日本体育・学校健康センターの災害共済給付件数は近年増加している。しかし、給付件数の伸びは事故件数の増加を必ずしも示していない。死亡事故や重大な後遺症を伴う事故件数について、その数に大きな変動はみられない。このような状況のもとで訴訟件数は確実な伸びを記録しており、前述の社会的問題の構造は、給付制度の充実や体育の事故についての解釈の移り変わりなど、社会認識の変化にあると考えられる。ここで平成5年5月11日付の新聞記事に掲載された体育の事故における訴訟について考えてみる。<体育祭の練習中「人間ピラミッド」が崩れ、首の骨が折れて全身まひになったのは教師の指導に過失があったからだとして、当時福岡県立早良高校3年だった生徒と両親が、福岡県に約1億4800万円の損害

賠償を求めた訴訟の判決が同年5月11日、福岡地裁であった。裁判長は教師の生徒指導上の過失を認め、その生徒と両親に約1億2930万円を支払うよう同県に命じた。人間ピラミッドは組体操の一つとして全国の小、中、高校で広く行われており、判決は児童、生徒の安全保持に対し、教師に強く注意を即すものとなった。平成2年9月5日、体育の授業で8段ピラミッドを作る練習に参加。4段目が組終わり、さらに上の段を作ろうとした際、突然ピラミッドが崩れ、最下段中心部にいた同生徒の上に他の生徒が落下。同生徒は首の骨が折れ、全身まひの後遺症で身体障害者1級の認定を受けた。判決理由で裁判長は「人間ピラミッドが大規模であるときには下段のものに過重な負荷がかかることになり、安全なスポーツであるとは断じ難い」と指摘。「高さ5メートルに及ぶ8段のピラミッドを体育大会の種目として採用、実施するには指導教諭らが危険性に十分留意すべきであった」とした。そのうえで裁

判長は「指導教諭らが人間ピラミッドの危険性や生徒の危険回避の方法を工夫する事なく、5段以上の高段を目指したことにより事故が生じたものだ。指導教諭らに注意義務違反があった。」と判断した。原告の母親の話——いくらお金を出してもらっても体は自由に働くことはできない。これからが苦勞の始まりです。

被告・福岡県の話——判決は学校側の過失を認定したもので県の主張が認められず大変残念だ。判決内容を慎重に検討し控訴も含めて今後の対応を考えたい。>そして同年5月25日付の新聞には見出し『福岡県が控訴』<平成2年福岡県立早良高校で体育祭の団体演技「人間ピラミッド」の練習中、ピラミッドが崩れて起きた事故の損害賠償請求訴訟で、福岡地裁判決で敗訴した福岡県は25日午前、判決を不服として福岡高裁に控訴した。控訴理由について「重要部分に疑問があり、今後の学校でのスポーツ・体育の推進に少なからず影響を及ぼすため」と説明している。原告側代理人弁護士の話——非常に残念。勝訴をきっかけに原告本人や家族がようやく今後のことを考えはじめたばかりだった。控訴は解決を先送りして、原告の痛みを長引かせるばかりだ。>このような新聞記事を目にするとき、同じ人間として被害者の苦しみを理解し、より安定した社会を願う人々は福岡県が損害賠償金を支払うという結果に少なからず参道するであろう。(福岡県の苦しみは賠償金額そのものでしかなく人々の心情には訴えることが難しい)現代社会では保障制度の充実、先進国すなわちより豊かな社会のひとつの指標にもなっている。一方、アメリカのように訴訟社会になってその保険料が1980年代の10年間に8倍にも増加した例もある。前述の事故では明らかに原告側と被告側との間には事故に対する認識のずれがあると考えられ

る。この認識のずれが前述の社会的問題であると位置付けて、本研究をすすめていく。このような視点で体育の事故について考察するならば、現在の給付制度が充実する以前においては『学校での事故は不幸な出来事』として互いに共通認識され認識のずれはなかったと考えることもできる。訴訟件数も現在と比較して少なかったことは事実である。本研究においてこのように変化し得る社会的問題、すなわち認識のずれについて裁判ではどのような観点や基準・方法で判断がなされているのかを考察することが目的である。従って、それらについての明確な判断基準や善悪の結果を法学、教育学の立場から考察することは目的ではない。

I. 研究方法

本研究においては東淀工業高校生徒空中回転死亡事件での裁判を中心に研究を進めるものとする。また東淀工業高校生徒空中回転死亡事件を選択した理由は、判決文の過失認定において3対2の過失相殺がなされている。すなわち1つの裁判例の中で原告と被告の主張を考察するにあたって数多くの要因が含まれているものとして適切であると判断され得るからである。また、多くの裁判例を考察していく方法も考えられたが、異なった事故状況を単純に比較することが本研究では困難だと判断し、この方法を用いることはしなかった。

考察を行う背景として図1で示すように教育活動における民事訴訟の特徴、教育活動において教師は多数の生徒との関係から活動を日々行っているが、事故発生後にそれが民事訴訟に達したとき、その関係は被害生徒と教師の1対1の関係が中心となるという立場をとった。これは民事訴訟上の取り決めで被害を被った者だけが裁判に訴えることができるという性質も多分

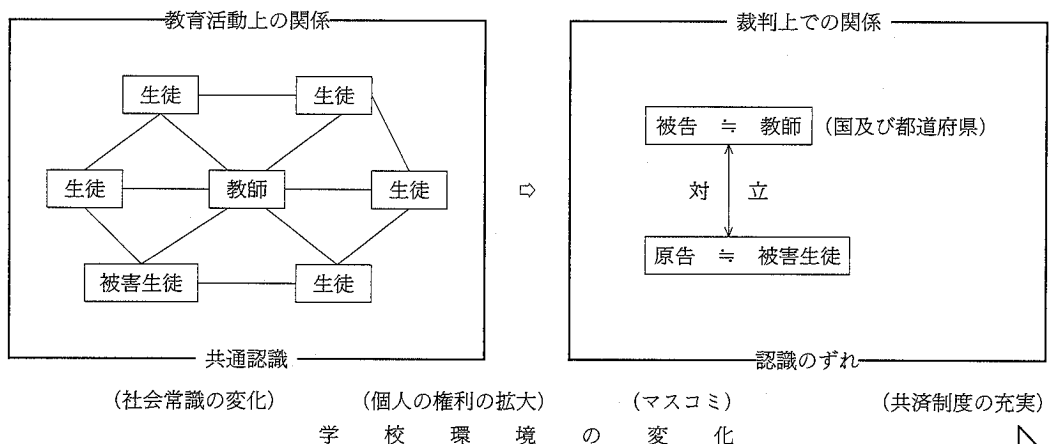


図1. 教育活動における民事訴訟の特徴

に関係している。上に述べた教師と被害生徒の1の対1の関係が裁判上の判決文において、どのように認定されているかを違法性阻却(注1)、不法行為の成立(注2)、自由心証主義(注3)、口頭弁論(注4)、判例(判例法)(注5)を通じてその構造を明確にするものである。

II. 判例の考察と結果

考察にあたっては判決文のアンダーライン部分を具体的な考察箇所として検討を加えた。

裁判例

東淀工業高校生徒空中回転死亡事件

判決 大阪地裁 昭和47年8月30日判決
昭和44年(ワ)第843号

事件名 損害賠償請求事件
原告 本磯兼寿ほか1名
被告 大阪市

【事件のあらまし】

昭和43年6月29日、大阪市立東淀工業高校1年生が体育授業中、倒立テスト待ち時間中に前方空中回転運動の練習をしていて失敗し、死亡した。生徒の両親は、事故は危険性の高い前方空中回転を高校1年生に課したこと^(A)及び練習に際して担当教員が直接指導監督に当たらず、また補助者もつけなかったことは、担当教員の過失であるとして、大阪市に対し損害賠償請求を行った。

裁判所は、担当教員が自ら立ち合うか、又は習熟した補助者をつける、あるいはこれが不可能であれば、練習を差し止めるかして事故を未然に防止すべきであり、これを怠ったことは担当教員の過失であるとして請求を認めた。

【判決文】

<主文>

1. 被告は原告ら各自に対し、金355万2,510円ずつ、および右各金員に対する昭和43年3月2日から各完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 原告らのその余の請求はこれを棄却する。
3. 訴訟費用はこれを5分し、その2を原告らの負担、その余を被告の負担とする。
4. この判決は、仮に執行することができる。

<理由>

1 事故の発生について

原告らの4男本磯竜雄(昭和27年7月31日生)は、昭和43年6月29日当時、大阪市立東淀工業口頭学校1年生であった。同日午前同体育館における体育担当教諭小川達二の体育授業時間中に、同人が生徒40名を10

名ずつ4組に分け組に分け1組ずつ倒立テストを行った際、右テスト待ちの間、本磯竜雄は、ロイター式踏切板を利用する「前方空中回転運動」(走力を利用し空中に飛び上がってそのまま1回転し着地する運動。以下本件回転運動という。)を補助者なく練習中、回転に失敗して頸椎骨折並びに同離開等の傷害を受け、同年7月1日午前中に頸椎損傷により死亡した。

(1) 事故当日は丁度体育の1学期末試験日にあっており、既に腕立て前転連続技のテスト種目の試験は終了して、残りの倒立テストを行う予定となっていたため、生徒らは先ず体育館内を4、5週駆足して腕立て伏せ等の準備体操を行い、その後小川達二が出血をとりつつ生徒らの当日の健康状態を判断し生徒らに当日倒立テストを行う旨告げ、次いで回転の基本技を10分程復習させた^(B)後出席番号順に10名ずつ区切って順次倒立テストにとりかかり、小川達二はその際テストを受ける順番に当たっていない生徒達に、各自の能力に応じ無理しないで、本件回転運動も含めた既習種目の復習をするよう指示し、又セーフティマット2組も同人の指示で体育館内に持ち出された。^(C)

(2) そこで本磯竜雄ら15、6名の者は同マットで本件回転運動の練習にとりかかり、他方小川達二は同マットから7、8メートル離れた場所で倒立テストの採点をなしつつ、右練習による事故発生のおそれのあることを考えず、漫然とただ時々テストの次順位者を呼ぶため頭を上げて生徒達の右練習ぶりを見やる程度で、本磯竜雄の本件回転運動についても格別の指導もなすことなく、テストを続行していた。^(D)

(3) 本件事故当日、本磯竜雄は5回程度本件回転運動を練習したのであるが、本件事故は、同人がマット上を低く跳び過ぎたため、体を回転して着地することに失敗し頭からマットに突っ込んだことによるもので、右事故発生時にも小川達二は13番目の生徒のテスト中であって事故の状態を目撃しておらず、生徒の高浜伸男の知らせを受けて、初めて本件事故に気づき、本磯竜雄を病院に運んだものである。

2 本件回転運動の危険性について

1 小学校4年生の男女児童でもセーフティマットを使用して本件回転運動をしていること、中学校(四天王寺、高槻、四條畷)や女子高等学校(精華、四天王寺)でも本件回転運動の練習が実施^(E)されており、体育関係者も、用具の選択に留意し、有能な指導者のもとで十分の基礎訓練を施してのうえなら、高等学校低学年生にこれを正課として課しても、そのこと自体直ちに不当の措置とは考えていない^(F)ことが、それぞれ認められる。

2 しかし反面、

(1) 本件回転運動によって重症を負う事例はかなりあり、現に、昭和42年には小学校6年生、中学校1年生各1名、昭和43年には本件の本磯竜雄の外中学校教諭1名がそれぞれ本件回転運動と思われるマット運動の失敗によって死亡している。⁽⁶⁾

(2) 文部省発行の指導要領にも本件回転運動は標準的指導種目として掲記されていない。^(H)

(3) 又本件東淀工業高等学校においても昭和42年度までは本件回転運動は正課として採用されてなく、セーフティマットの購入が可能となって初めて正課に取り入れられた^(I)ものであり、右採用後も1年生の1学期末試験のテスト種目からは外されており、本件事故後は正課からも除外されている。^(J)

(4) 大阪府茨木工業高等学校でも本件回転運動を指導しているが、その方法は極めて慎重なものであって、^(K)1年生の前期に「前転」「後転」、後記に「開脚前転」「同後転」、連続動作を約10時間程度、2年生で「飛び込み前転」から「腕立て前転」まで約10時間程度指導した後、3年次進級者につきその素質を見きわめたうえで、能力ありと認められた者に限って本件回転運動をやらせ、これを実施しない年もある。

(5) 又右茨木工業高等学校での指導に当たっては、生徒を能力別に編成し、かなり熟達してきて補助者を外す段階においてもウレタンマットを使用のうえ、指導教諭が必ず生徒のそばに立会して万一に備え、何時でも生徒に手を出し補助し得る態勢をとっている。^(L)

3 これらの事実から判断すると、本件回転運動は、一たび指導監督の方法を誤ると死の結果を招くほどのかなり危険度の高いものであると認むべく、従って、これを指導監督するに当たっては、生徒の危険の生ずることのないように特に細心の注意を払うべき職務上の義務があるものというべきである。

3 担当教員の本件事故発生時までの指導状況について

1 小川達二は昭和43年5月下旬頃、セーフティマットが購入されるや自分で同マット上に各種態勢で落下してみても、「背部着地」でも大丈夫と考え、又指導方針も初めから高く跳ぶのではなく、最初は低い位置の「前転」から始めるのだからさして危険もないであろうし、補助者をつけたのでは、かえって上達して補助を外すときの指導が困難と考え、最初から補助者をつけずセーフティマットを利用して本件回転運動を指導する方針を立てた。^(M)

2 実技に際しては、普通のマット2枚を敷き、その上に着地部分にはセーフティマットを重ね、又ロイ

ター式踏切板の上に普通のマットを敷き生徒が回転に失敗しても踏切板の角で頭を打って怪我することのないよう考案した。

3 本件回転運動の為の予備訓練として、週2回の体育時間中1時間をマット運動に当て、昭和43年4月17日に中学時代習得のマット運動を復習させ、4月20日に基礎運動の指導、5月4日、5月8日に「腕立て前転(地転)」を考え、マット運動を開始して、5回目に当たる5月18日に、「連続技、地転に続いて初めて本件回転運動の指導を開始し、それ以後本件事故発生まで、5月25日、6月8日、6月15日、6月22日、6月26日と6回にわたって本件回転運動を指導した。

4 本件回転運動を実施するに際しては、先ず、授業時間の始めに既習マット運動(「前転」「後転)を復習し、特に「地転」をよく練習させてから授業時間の最後の10分位を本件回転運動の練習に当ててあり、具体的には、小川達二は生徒を比較的上手な者とそうでない者との2組に分けて、別々のセーフティ・マットを使用させ、自分は各マットを廻って生徒の実技につき気づいた点を一般的に注意し、又特に目についた者は列外に呼び出して個人的な注意を与えていたもので、生徒は一人当たり1時限に約10回、従って、本件事故時までに大体50回程度本件回転運動の練習をしていた。^(N)

5 右練習の結果、本件事故発生日は、40名の生徒中約半数の20名くらいが足着地ができる程度となったが、完全にできる者はその中でも2、3名程度で、他の半数ほどは臀部着地ができるか又はそれ以下の程度に過ぎなかった。

6 本磯竜雄は練習態度は熱心であったが、技術は優秀といえず、本件事故時臀部着地ができる程度であって、同人が他の者に比して平素マット上を低く長く跳び、体を回転し着地する直前に頭をまわすので危険であることにつき同級生中何人かが気づいており、危険である旨本磯竜雄に注意したこともあったが、小川達二からは格別注意されてことはなかった。^(O)

4 セーフティ・マットの安全性について

1 セーフティ・マットとはウレタンの屑を集めて網でおおった厚さ40センチメートル(普通のマットは約20センチメートル)のマットで陸上競技の走り高跳び、棒高跳び等に使用され、競技者の落下の衝撃を緩和し傷害事故を防止する用具である。

2 しかしながら右マットを使用した場合でも、例えば回転運動で回転時に失速し、頭からセーフティ・マット上に落下した場合には頭部を痛めることもあり、鉄棒などで3メートル程の高さから「2回返り」に

失敗してセーフティ・マット上に落下し、かがをする事例もかなり多い。(f)

3 本件回転運動を指導する方法としては、一人の補助者が生徒の後頭部又は腰部を支えてやり回転を完全にさせる方法、対面した2人の補助者がともに差し出した腕に演技者がひじをかけて回転する方法（同方法では頭から下に落ちることはない）、そして本件のごとくセーフティ・マットを利用して、補助者をつけない方法があるが、安全性の面では右補助者を利用する方法がすぐれている。(g)

5 担当教員の過失についての判断

1 前記認定事実によって明らかなおと、本件回転運動は危険性の高いものである。この点から、原告は本件回転運動を正課体育に取り入れたことに過失があると主張するが、指導監督に当を得れば、事故の発生は防止できると思われるから該主張は採用できない。

2 しかしながら、右の危険性に鑑みると、本件事故に至るまでの小川達二の本件回転運動に関する練習時間は、基礎運動も含め、他校の事例に比して必ずしも十分とはいえない。(h)

このため本磯竜雄ら約20名の者の本件回転運動に関する技術水準は臀部着地程度であり、とくに同人の技術は、本件事故当日およびそれ以前においても跳躍姿勢の危険性が同級生の目につくほどであった。そして当日使用のセーフティ・マットもこれを使用すれば絶対安全といえるものではなく、回転方法を誤れば重傷を負うことも稀ではなかった。(i) 従って小川達二には、これら生徒が本件回転運動の着地などに失敗し事故を起こす恐れのあることを予見得たというべきである。それゆえに、同人としては、当日本磯竜雄らが本件回転運動を練習した際には、みずからその練習に立ち合い、又はこれに習熟した補助者などを置いて、同人らが危険な跳躍姿勢をとったりしたときには、安全に着地できるように補助し、かつその都度これを指摘矯正するなどして監督するか、又は自己の立会指導、監督のないときも、もしくは、補助者のつかないときは、本磯竜雄ら未熟者の本件回転運動の練習を差し止めるかして、本件の如き事故の発生を未然に回避すべき注意義務があった。(j)

しかるに小川達二は、セーフティ・マットが安全であるものとこれを過信し、かつ倒立テストに専念するのあまり、右練習の場からも離れて、右の義務を怠った。

3 もっとも、本磯竜雄は事故当日まで50回ほど、事故当日でも5回ほどともかく無事に本件回転運動をしているのでこの事情から判断すると、通常何人にお

いても本件事故の発生を予見し得なかつたとも考えられる。(k) しかしながら、前記認定事実には明らかとおと、事故当日まで無事本件回転運動が行われた授業日の練習状況と事故当日のそれとを比較してみると、前者にあっては小川達二自身叙上のおとりその練習に立ち会い、生徒の練習態度を監督して一般的な指示を与える外技術の未熟さが目立つ生徒についてはひとりひとりこれを列外に呼び出して個別の注意を与えるなど、かなり厳しく又緊張した雰囲気のもとに行われていた。これに反し、事故当日のそれは監督に当たるべき同人自身、練習のなされた場所から7、8メートルも離れたところに位置して倒立テストの専念し、(l) 本件回転運動を練習していた者については時々顔を上げて見やる程度で格別な注意もせず、いわば放任された状況にあったといえる。

従って本件回転運動が危険度の高いものであること、その練習時間も他校に比し十分とはいえないこと、(m) 本磯竜雄らの技術が未熟であったことなどに鑑み、事故当日においては、注意義務に欠けるところがあったといわざるをえない。

4 次に被告は、小川達二が多数の生徒を対象としなければならない、また倒立テスト中であつたので本磯竜雄らに注意を向けられなかつたし、当日は各自の能力に応じ無理をしないように既習種目などの練習をするよう指示したから、同人の指導監督場の過失はない旨主張する。(n)

しかしながら、前記認定事実によると、小川達二は本件回転運動の指導に熱心であり、本磯竜雄はまじめで意欲的な生徒であつたことが明らかであつて、かような生徒が教師の熱意に応じて1日も早くこれを完全にできるように、自己の技術の程度を慮る事を怠り危険を冒して無理にでもその練習に励む傾向にあることは見易いところである。(o) 従ってこれを指導する小川達二としては右の事理を洞察して、単に各自の能力に応じてその練習をするようにという指導をするだけでは技術未熟なかかる生徒が練習することを抑制できない点を察知すべきであつたといわなければならない。

又生徒が多数のため、もしくは倒立テストのため注意義務を果たし得ないものであれば、危険性の高い本件回転運動の練習をさせないでおけば、本件事故は避け得たものと考えられる。(p)

小川達二の指導監督場の過失を否定することはできない。

アンダーラインの(A),(E),(H),(I),(J),(K),(L)より、前方空中回転を高校1年生に体育の授業の正課として

課したことについての判断が下されている。その判断材料は、文部省発行の指導要領に標準的指導種目として挙げられているか、また他校の正課として取り入れられているのかなどが判断材料とされている。そして、本校において正課としてされたときの環境条件及び事故発生後に正課としての活動を継続しているかということも含まれている。この中で他校の正課の状況認定においては、統計的な資料は提示されておらず、数校の例をもって一般的であるとされている。

(B)は、準備運動が十分行われていたかどうかについて述べているのだが、実際の状況が説明されているのにとどまりこれについての必要十分条件などについては何も触れていない。

(C),(N),(O),(R),(S),(W),(X)は、指導上の注意義務について述べられている個人の身体能力など個別性に対する指導上の責任を明確に指摘している。またその指導上の方法においては、他校の場合と比較して安全性において十分であったかどうかの判断が下されている。しかし、指導上のプロセスについての注意義務については状況説明だけでこの注意義務を果たしていたかの判断は下されていない。

(D),(T)は、指導者の監督義務について示したもので直接立会・監督ができない場合、そして40人の生徒の能力差が生じて起こり得る事故の可能性のある場合、その可能性については教育活動の停止義務を明確に示している。

(F)より、活動状況の妥当性について専門家の意見を参考としているが抽象的な表現に止められているため、判断材料にはなりにくい。これは、同じ空中回転を教材として取り上げた授業においてでも学校間での環境や指導能力、生徒の能力差が異なっているのが一

般的であることに起因している。

(G)は、過去の事例をもとに本件の活動自体についての安全性を判断しようとしているが、過去の事例そのものと本件の事故との関連性(同質性)については何も述べられていないにもかかわらず、判断材料として用いられている。

(M)は、本件指導教諭の授業計画について述べているが、これについての安全性及び妥当性については判断が下されていない。

(P)は、用具の使用上の注意についてであるが、過去の事例を挙げて判断を下している。しかし、この判断についても過去の事例との関連性(同質性)については何も触れていない。

(Q)は、同じく指導上の注意義務を示している。より安全な指導方法を示しているが、それらの指導方法と教育効果についての関係は述べられていない。

(U),(Y),(Z)は、危険の回避義務について述べている。事故に至るまでの指導の状況から危険を予知することは困難だと述べている。その注意義務については不十分であるということも示しており、結果としてははっきりした判断は下されていない。また、他の事例は全く採用されておらず、危険回避のような未知のものに対する行動は事例としてその性質上存在しにくいという事実起因していることが考えられる。

上の考察より、裁判所において違法性阻却の判断材料は、多くの場合他校の活動状況や過去の事例をもってなされている。自由心証主義を採用している裁判所はその範囲や信憑性の程度についての解釈範囲をその性質上明確に現すには至っていない。口頭弁論において、とくに民事訴訟では資料の提出が自由選択であるがゆえに不法行為の成立の判断材料が、広い範囲や特

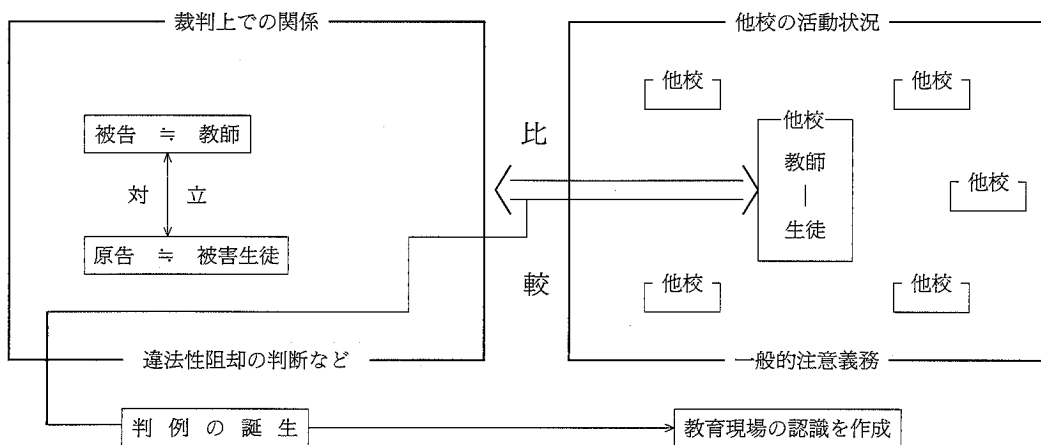


図2. 裁判上での過失の有無に関する認定状況

定の過去の事実とまでさかのぼって採用されている。もちろん過去の判例は本件裁判においても判断材料となり得る。

III ま と め

体育の事故における裁判では、その被害を受けた生徒と過失を犯したと訴えられた教師との関係（指導上の過失をめぐって）だけが中心にとらえられている。図2で示したように、上に述べた関係の判断材料は他校の数少ない事例が用いられることが多い。これは同じような教材を用いた体育の授業でも千差万別の授業形態、または教師と生徒の関係が存在するがゆえに一般的であるまたは特殊なケースと判断を下す材料を明確な根拠に従って特定することが困難であることを示している。上に述べたような条件のもとで下された判決は、判例として体育の授業活動に何らかの影響を及ぼすものと考えられる。

注釈及び引用、参考文献

注1) 違法性阻却について

違法性の阻却とは違法とされる要件はそなえているが、その行為によって侵害される法益（生命、財産等）を上回る優越的な利益が守られる場合とか、その行為の目的から考えて社会的秩序によって許される「社会的相当性」のある場合等のためにその違法の推定を否定することである。刑法では違法阻却自由として、次のごとく規定している。

(一) 法令または正当な業務における行為（刑法36条）

(二) 正当防衛（刑法38条）

(三) 緊急避難（刑法37条）

体育、スポーツ事故については、「法令または正当な業務における行為が」問題となるのであるが、この「正当業務」については学説の多数説は実質的違法性を欠く「正当行為」がすべて違法を阻却するとし、「業務行為」という規定は例示にすぎないと考えられる。問題はいかなる行為が正当な行為であるかは、個々の具体的な事例について超法規的に法秩序全体の精神に従って決定される。（超法規的違法阻却）

体育、スポーツの様に社会的に有益な行為であるのに一面では本質的に危険が含まれ、これに参加するものは社会的に容認される程度の危険については、この危険に同意して参加しているのであるという「危険の同意」の法理により体育、スポーツ事故における法的責任については社会的相当行為として違法性が阻却されると考えられる。

注2) 不法行為の成立

民法709条は「故意又ハ過失ニ困リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ困リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」と規定している。

不法行為というのは、故意または過失によって他人の権利を侵害する行為である。

不法行為によって損害を受けた者は加害者に損害の賠償を請求することができる。

不法行為が成立するには、

(1) 権利の侵害がありそれにより損害が発生した場合

ここにいう権利の侵害とは建物とか器物の損壊というような財産権はもちろんであるが、身体、自由、名誉の侵害も不法行為の対象となる。民法710条は「他人ノ身体・自由ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産権ヲ害シタル場合トヲ問フス。前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ヲ為スコトヲ要ス」と規定し、死亡事故における肉親の精神的苦痛に対しては、民法711条は「他人ノ生命ヲ害シタル者は被害者ノ父母・配偶者及ビ子ニ対シテハ其財産権ヲ害セラレザリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス」と規定している。

しかしながら侵害行為があっても、それが「正当行為」と認められる社会的相当行為に対しては、賠償責任が否定される。体育、スポーツの本質的な危険による侵害行為はこれにあたる場合がある。

(2) その行為が故意、過失によって行われた場合

侵害行為が誰かの故意、過失に原因する場合に賠償責任が発生するのであり、通常の注意力ではどうも予見し、また回避できない原因による事故は不可抗力として責任が否定される。

民法709条が「故意または過失」と規定する如く民事責任においては、侵害された結果に重点がおかれるのであり、刑法における故意犯と過失犯のような差別がない。もっとも実際の賠償額の算定に際して、例えば慰謝料等についてはその行為が故意か過失であるかに問題が起こらないでもない。

注3) 自由心証主義（Prinzip der freien Beweiswürdigung）

裁判所が証拠資料に基づいて事実を認定する場合、その範囲や信憑性の程度について法律上何らの拘束を受けず自由に判断しうる主義。法廷証拠主義に対していう。裁判官の素質の向上と、法廷証拠主義の欠陥の反省により、わが国でも、諸外国でもこの主義を採用している。刑事訴訟法で自白だけでは有罪を認定することができない点は、自由心証主義の大きな例外である。

注4) 口頭弁論 (oral pleading)

裁判官の面前で訴訟当事者が口頭でいろいろの陳述をする手続きのこと。これによって裁判官は自らの生きた印象に基づいて裁判できるし、とくに民事訴訟では裁判の資料の提出が当事者の自由選択にゆだねられているので、これが重要である。現行法上、裁判で判決を下すには、原則として必ず口頭弁論を経なければならないことになっており、これを口頭弁論主義という。

注5) 判例

裁判は先例。イギリスのような判例法国家においては「先例拘束主義」(principle of stare decisis)に基づいて判例は法的拘束力をもつが、大陸法系諸国においてはその拘束力は事実上のものに過ぎない。日本でも裁判変更が認められているが、その際は最高裁判所は大法廷によらなければならない(裁判所法第10条, 3)。下級裁判所が最高裁判所等の判例に違反した場合には常に上告理由となる(民事訴訟規則第48条, 刑事訴訟法第405条, 2, 3)。実際上は判例の拘束は大きく、最高裁判所によって破棄されるおそれのある判決を避けるのが通常であり、一般人も判例に従った判決を期待して社会生活を営んで

おり、判例は法と同じ機能を果たす。

熊本日本新聞 平成5年5月11日

西日本新聞 平成5年5月25日(夕刊)

伊藤 堯著、「体育法学の課題」, 道和書院, 1988

伊藤 堯著、「体育・スポーツ事故判例の研究」, 道和書院, 1973

「学校安全実務要覧1」, ぎょうせい, 1974

「学校安全実務要覧2」, ぎょうせい, 1974

「学校安全実務要覧3」, ぎょうせい, 1974

「体育・スポーツ事故責任安全対策質疑応答集1」, ぎょうせい, 1980

「体育・スポーツ事故責任安全対策質疑応答集2」, ぎょうせい, 1980

「事故防止マニュアル 学校事故事例集」, ぎょうせい, 1984

下村哲夫著、「学校事故の法律常識」, 第一法規出版, 1978

下村哲雄著、「お答えします Q & A 学校法律相談」, エムティ出版, 1991

「法律学小辞典(増補版)」, 有斐閣, 1990

「岩波大六法_平成2年度版」, 岩波書店, 1990